

2 山村の活性化

(1) 山村の現状と課題

「山村振興法」*8に基づき指定される振興山村*9は、平成21(2009)年4月現在で全国市町村数の4割に当たる746市町村において指定されており、その区域は国土面積の5割、森林面積の6割を占めている。

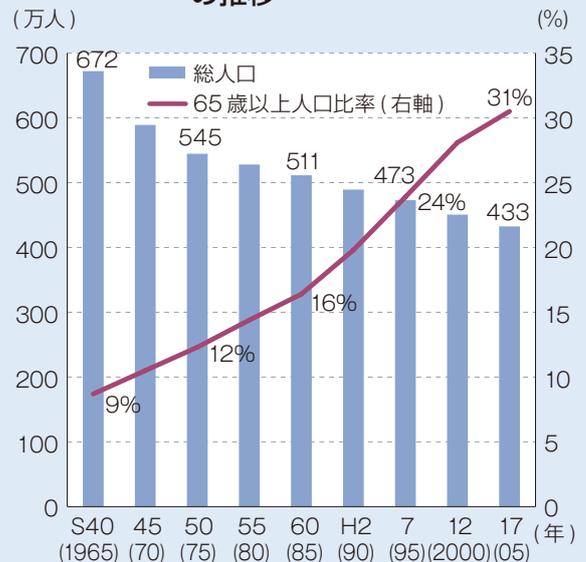
振興山村はその面積の9割が森林に覆われており、まとまった平地が少ないなど、平野部に比べて地理的条件は厳しく、産業においても農業や林業など一次産業に依存する割合が全国平均に比べて高い。

山村における道路・上下水道・情報サービスなどの生活環境基盤は、これまで整備の進展がみられるものの、全国水準と比較すれば依然として低位である(図IV-30)。役場や医療機関、スーパーなどの生活関連施設や学校・図書館などの教育施設についても、住居から遠くに位置しており、住民生活は不便なものとなっている。

また、山村においては、基幹産業である農林業の衰退等の影響もあり、高度経済成長期以降、若年層を中心として人口流出が著しく、過疎化とともに高

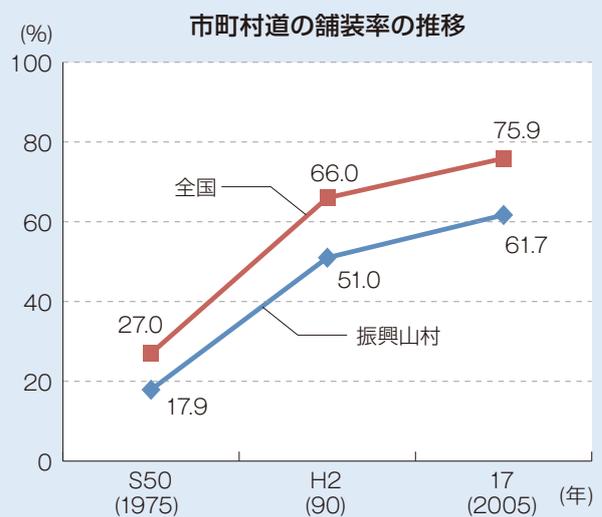
齢化が急速に進んでいる。この結果、振興山村の人口は、現在では全国の3%を占めるのみであり、65歳以上の高齢者の割合も31%と全国平均の20%の1.5倍の水準となっている(図IV-31)。

図IV-31 振興山村の人口及び高齢化率の推移



資料：総務省「国勢調査」、農林水産省「山村カード調査」

図IV-30 振興山村の生活基盤整備状況



資料：農林水産省「山村カード調査」、総務省「公共施設状況調」、国土交通省「道路統計年報」

注：水洗化率は水洗化人口を総人口で除した割合。

- *8 「山村振興法」は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民の福祉の向上等を図ることが必要として、昭和40(1965)年に議員立法で制定。10年を期限とする時限法で、現行法の期限は平成27(2015)年3月31日。
- *9 林野率が高く人口密度が低い地域で、産業基盤及び生活環境の整備等が十分に行われていない山村について、山村振興法に定める手続により指定された区域。

このような過疎・高齢化が更に進行すれば、山村における集落機能の低下あるいは集落そのものの消滅につながるようになる。

総務省及び国土交通省の調査によれば、過疎地域等の集落の中でも山間地の集落では、世帯数が少ない、高齢者が多い、機能低下・維持困難、消滅の可能性という問題が、平地や中間地に比べて高くなっている(図IV-32)。

また、同調査によると、実際に消滅した集落においては、森林・林地の管理状況についてみると、64%は元住民や他集落・行政が管理している一方で、残りの36%は放置されている実態にある(図IV-33)。

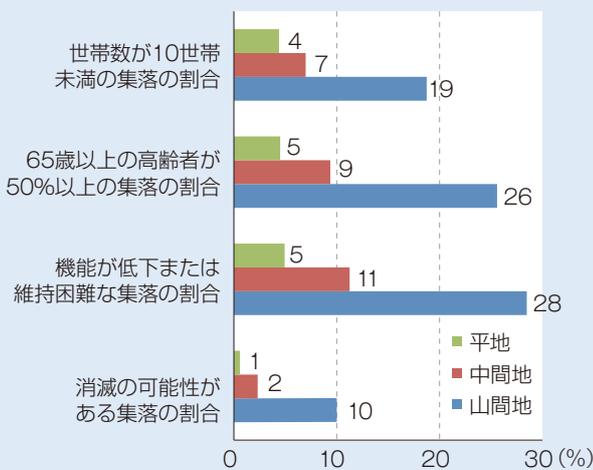
さらに、過疎地域等の集落においては、耕作放棄地の増大のほか、森林の荒廃や獣害・病虫害の発生などの問題が発生しており、地域における資源管理や国土保全活動が困難になりつつある(図IV-34)。

このように、山村における過疎化・高齢化の進行は、適正な整備・保全が行われない森林を増加させ、ひいては森林のもつ多面的機能の発揮に影響を及ぼすことも危惧される状況となっている。

森林のもつ多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、森林・林業に関わる人々が山村に定住し、林業生産活動等を継続できるよう、

次に述べるような山村の活性化を図ることが必要である。

図IV-32 過疎地域等の集落の状況



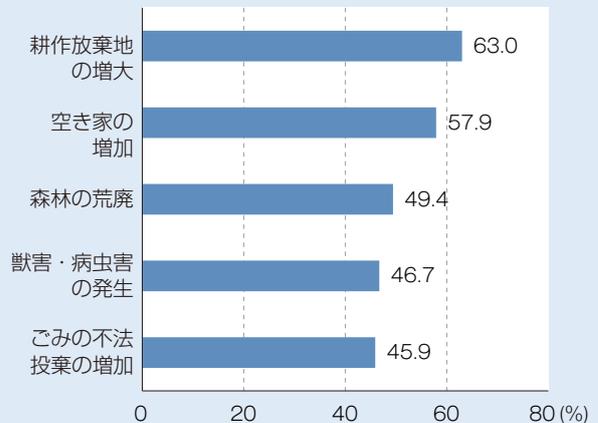
資料：総務省及び国土交通省「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成19(2007)年8月公表)
 注：「山間地」：林野率が80%以上の集落、「中間地」：山間地と平地の中間にある集落、「平地」：林野率が50%未満かつ耕作率が20%以上の集落。

図IV-33 消滅集落跡地の資源管理状況



資料：総務省及び国土交通省「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成19(2007)年8月公表)

図IV-34 過疎地域等の集落で発生している問題



資料：総務省及び国土交通省「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成19(2007)年8月公表)
 注：市町村担当者へのアンケート結果。複数回答。

(2) 山村の活性化を目指して (都市と山村の共生・対流)

過疎化・高齢化等の諸課題が発生している山村社会は、一方で見方を変えれば、都市のような過密状態がなく生活空間にゆとりがあるものであるともいえる。

また、生活環境基盤が都市部ほど整備されていない山村の環境は、都市部で忙しく働く現代人にとっては自給自足生活あるいは循環型社会の実践の場や、時間に追われずに生活できるスローライフの場として魅力があるものとも考えられる。

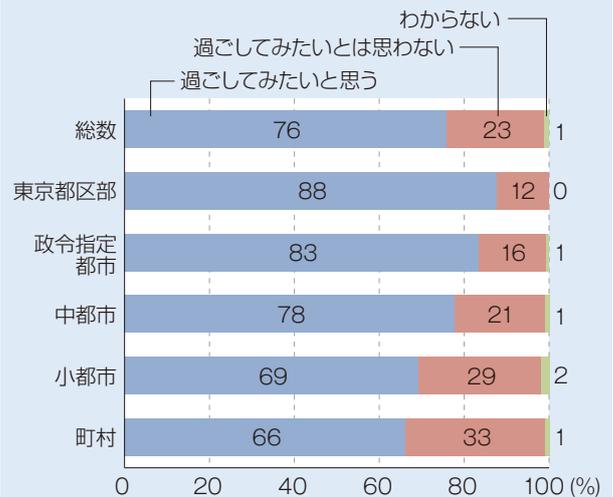
さらに、山村には豊富な森林資源や水資源、美しい景観のほか、食文化をはじめとする伝統・文化、生活の知恵・技など、有形・無形の地域資源が数多く残されている。このような山村固有の資源は、都市住民が豊かな自然や伝統文化にふれあう場として、また心身を癒す場として活用することができる。

内閣府が平成19(2007)年に実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、緑豊かな農山村に一定期間滞在し休暇を過ごしてみたいと思う者の割合は76%であり、特に大都市を中心としてその割合は高くなっている(図Ⅳ-35)。また、これら過ごしてみたいと回答した者に対して、森林や農山村で行いたいことを聞いたところ、森林浴により気分転換する、野鳥観察や溪流釣りなど自然とのふれあい体験をする、森や湖、農山村の家並みなど魅力的な景観を楽しむとする回答が多くみられている。

このような意識の高まりを背景として、近年、都市住民が休暇等を利用して山村に滞在し、農林業・木工体験、森林浴や山村地域の伝統文化にふれるなどの取組がみられるなど、山村の豊かな資源を活かした都市との交流が各地で実施されている。

このように都市住民のニーズにこたえて都市と山村が交流を図ることは、都市住民が健康でゆとりある生活を実現することや、山村や森林・林業等に対する理解と関心を深めることに貢献している。また、山村住民にとっても特産林産物や農産物の販売による収入機会や、宿泊施設や販売施設等への雇用により就業機会が増大するだけでなく、このような交流を通じて自らが生活する地域について再認識する良い機会ともなり得るものである。

図Ⅳ-35 農山村滞在型の余暇生活への関心度



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成19(2007)年5月調査)

事例Ⅳ-4 都市との交流を通じた森林再生

群馬県川場村^{かわばむら}は、昭和56(1981)年に東京都世田谷区と相互協力協定を結び、以来、世田谷区民の第二のふるさととして、区民と長期的な交流を行っている。平成5(1993)年には80haの「友好の森」を設定し、ここを拠点に「やま(森林)づくり塾」など区民と村民の協働による森林の整備や保全活動を展開してきた。この活動によって荒廃の危機にあった森林の再生に一定の成果を収めたことから、今後は企業やボランティア団体の参加を得ながら、村内全域にこの活動を拡大し、森林の機能回復や自然景観の保全に取り組んでいくこととしている。



「こどもやまづくり教室」での体験活動

(山村への定住の促進)

山村の集落機能の維持・活性化を図るためには、このような都市と山村の共生・対流等を契機として、若者や都市住民を中心としたUJIターン*10者の山村への定住を促進することが重要である。このため、山村においては、生活環境施設の整備を進めるとともに、NPOや地域住民の連携による都市住民等の試験的な受入れの推進や、様々な取組の中心となる人材の育成・確保を図ることが求められる。

(就業機会の確保)

山村が活力を維持していくためには、若者やUJIターン者の定住を可能とするような魅力ある就業の場を確保・創出することが重要な課題の一つである。

このため、山村地域においては、地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興とともに、木質バイオマス等の未利用資源の活用、森林体験等の事業化など森林資源を活用した新たなビジネスの創出などを通じて、多様な就業機会の確保を図ることが必要である。

また、きのこや山菜・木炭等の特産林産物は、生産額が林業産出額の約半数を占めるなど、その生産は林家等の重要な収入源であるとともに、山村地域における貴重な就業機会として定住促進にも大きな役割を果たしていることから、その振興を図ることが重要である。

事例Ⅳ-5 下流域との連携と地域材の活用

長野県根羽村^{ねばむら}は、平成3(1991)年度に下流域にある愛知県安城市^{あんじょうし}と「矢作川^{やはぎがわ}水源の森協定」を締結し、連携して森林整備を進めるとともに、矢作川流域住民との交流、小中学生の森林環境教育、流域内企業との「森林の里親^{もりり}」契約等に積極的に取り組んでいる。また、地域の森林組合が、森林整備、伐採から製材加工、地域材を使用した産地直送型の住宅販売まで取り組む「トータル林業」システムを構築し、地域における収入の確保や若者の定住に貢献している。



「親子わんぱく体験隊」での木工教室の様子

森林組合に就職したIターン者による森林整備

事例Ⅳ-6 若者の農山村への定住

特定非営利活動法人地球緑化センターでは、平成6(1994)年度から、農山村に若者を派遣し、ボランティアとして活動しながら1年間生活してもらうという「緑のふるさと協力隊」を実施している。協力隊に参加した若者たちは、植林や間伐等の森林整備活動のほか、村おこしイベントや特産品の商品開発の手伝いなど様々な活動を行う。このような活動を通じて、若者たちは農山村の人々やその暮らしに魅力を発見し、活動終了後に定住する例もみられている。平成20(2008)年度までの15年間に420名が参加し、このうち約4割が農山村に定住して地域活性化の新たな担い手になっている。また、平成21(2009)年度には、16期目として45名の隊員が農山村に派遣されている。



協力隊員の活動の様子



*10 「UJIターン」とは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

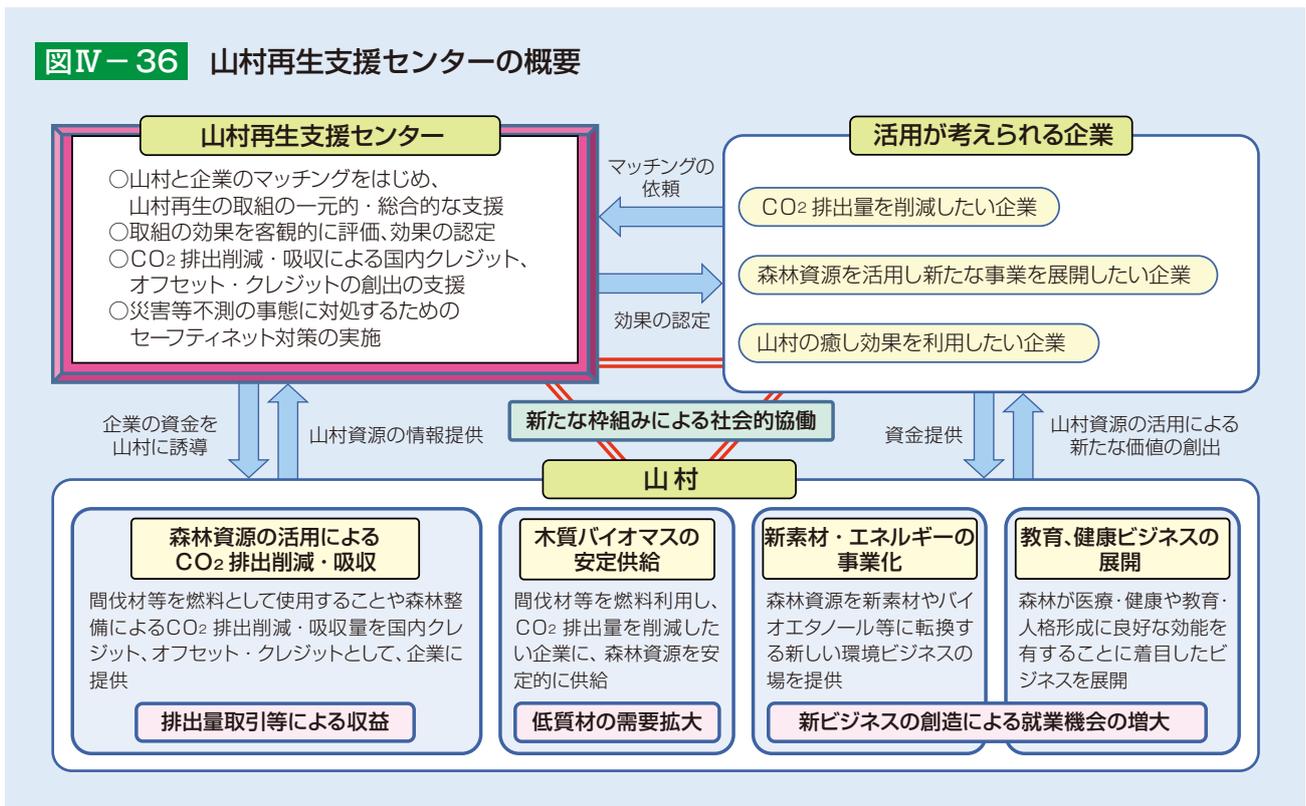
(山村再生支援センターの取組)

山村の再生には、企業や大学など都市の理解と協力が大きな力となる。とりわけ、企業等が森林資源をはじめとする山村の資源を持続的に利用することは、低炭素社会の実現や山村の活性化に大きく貢献することとなる。

このような観点から、平成21(2009)年4月、林野庁補助事業の一環として、山村と企業、山村と都市とを結び、森林資源の新たな活用を目指した取組を支援する山村再生支援センターが創設された。同

センターにおいては、①木質燃料の利用や間伐等の森林整備によるCO₂の排出削減・吸収量のクレジット化・販売、②木質バイオマスを燃料として使用したい企業等への安定供給、③新技術の導入による未利用森林資源を活用したニュービジネスの事業化、④森林・山村の癒しの効果の教育・健康面での活用の4分野においてマッチングを行うなど、山村と都市の企業等の協働による取組を支援している(図IV-36)。

図IV-36 山村再生支援センターの概要



事例IV-7 山村再生支援センターによる企業と山村のマッチング

平成21(2009)年11月、タクシー業界大手のK自動車、長野県信濃町、山村再生支援センターの間で「企業のふるさとづくり協定」が締結された。この協定に基づいてK社は、社員や家族の保養の場として信濃町の豊かな森林環境を活用することになっている。またK社では、社員食堂で信濃町産の野菜を提供することになっているほか、この取組を契機として、信濃町での森林整備によるCO₂の吸収量等を用いてカーボン・オフセットを導入できないか、検討を始めている。



協定の調印式



信濃町の森林における森林浴体験